

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

小城市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供に当たって利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な行為を一切行わない事とする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止についてすべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し業務にあたることとする。

2 虐待の定義

本指針における虐待とは下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体、精神症状を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産又は金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止に取り組むため「高齢者虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 委員会の構成委員

委員会の委員長は地域生活支援課の課長が務め、副委員長として事務局長、事務局次

長、委員として居宅介護支援事業所の管理者（虐待防止責任者）及び介護支援専門員（虐待防止担当者）とする。

(2) 委員会の開催

委員会は委員長の招集により年 1 回以上必要に応じて開催する。

(3) 委員会の審議事項

- ① 虐待防止のための指針等の整備
- ② 虐待防止を目的とした年 1 回以上の職員研修の企画・推進
- ③ 虐待予防・早期発見に向けた取り組みに関すること
- ④ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(4) 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者は管理者以外の居宅介護支援事業所 介護支援専門員とする。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 高齢者虐待防止を目的とした職員研修の実施（年 1 回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) 実施した研修についての日時・参加者・内容についての記録や研修資料の保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は速やかに管轄の地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、管轄の市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3（4）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が高齢者虐待防止担当者の場合は他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるように促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の相談窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者（地域生活支援課課長）は受付内容を苦情解決責任者（事務局長）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けした内容は、個人情報の取り扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう最新の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針を閲覧できるようにするとともに、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進の為に必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は令和4年8月1日より施行する。

この指針は令和6年12月12日より施行する。